

日本脳炎予防接種(第2期)のお知らせ

お子さんが予防接種法に基づく定期の日本脳炎予防接種（第2期）の標準的な接種期間の対象になりますので、お知らせいたします。

日本脳炎の予防接種は第1期と第2期で4回の接種となります。第1期（6か月～7歳6か月末満）は初回（2回接種）と追加（1回接種）の計3回の接種となり、第2期（9歳～13歳未満）は1回の計4回接種をします。

1. 対象年齢 **9歳以上13歳未満（9歳の誕生日の前日から13歳の誕生日の前日まで）**

※標準的な接種期間は9歳

2. 接種費用 無料（対象年齢内で接種を受ける場合）

3. 接種回数 **1回**

※但し、平成17年度から平成21年度まで積極的勧奨の差し控えをしていたため、平成19年4月2日～平成21年10月1日生まれで第1期の3回の接種が終了していない方は、上記の対象年齢の間に第1期不足分を含め、第2期（計4回）まで接種することができます。

4. 接種場所 日本脳炎予防接種実施医療機関（別紙「多摩市予防接種実施医療機関」を参照）

5. その他

- 接種を希望する方は、医療機関に予約をしてください。

・当時は、母子健康手帳と同封の予診票をお持ちください。また、住所地確認のため、医療証、健康保険証等をご持参ください。

★日本脳炎とは

日本脳炎ウイルスの感染によっておこる中枢神経（脳や脊髄など）の疾患です。ヒトからヒトへの感染ではなく、ブタなどの動物の体内でウイルスが増殖した後、そのブタを刺したコガタアカイエカ（水田等に発生する蚊の一種）などがヒトを刺すことによって感染します。東アジア・南アジアにかけて広く分布する病気です。

症状が現れずに経過する（不顕性感染）場合がほとんど（過去には、100人から1000人の感染者の中で1人が発病すると報告されています）ですが、症状が出る場合には、6～16日間の潜伏期間の後に、数日間の高熱、頭痛、嘔吐などで発病し、引き続き急激に、光への過敏症、意識障害（意識がなくなること）、けいれん等の中中枢神経系障害（脳の障害）を生じます。大多数の方は、無症状に終わりますが、脳炎を発症した場合20～40%が死亡に至る病気といわれています。

発生状況は地域によって大きく異なります。過去10年間（平成14年から平成23年）に57人の発生がありました。そのうち大部分は、九州・沖縄地方及び中国・四国地方で発生しており、北海道（0人）、東北（0人）、関東（3人）地方における報告は非常にまれです。一般に日本脳炎の感染リスクは農村部で高く都市部で低いと考えられます。しかしながら、コガタアカイエカは活動範囲が広いため、都市部であっても日本脳炎に感染するリスクはゼロではないとご理解ください。

【裏面あり】

★予防接種を受けるに当たって

① この予防接種の説明をよく読んで、予防接種の必要性や副反応についてご理解の上、お受けください。

なお、「予防接種と子どもの健康（Vaccination and children's Health）」の外国語版（Foreign Language）をご希望の方は、下記 URL <予防接種リサーチセンター（Public Foundation of the Vaccination Research Center）>をご覧ください。利用規約を遵守し、ご利用ください。

<http://www.yoboseshu-rc.com/publics/index/8/>

② 予診票は、お子さんの健康状態を把握する重要な書類です。保護者が責任をもって記入してください。

③ 他の予防接種との間隔や接種を受けるにあたっての注意事項は別紙「予防接種間隔表」でご確認ください。

④ 当日は診察しやすい服装で受けてください。

⑤ 時間的余裕をもって、日頃からお子さんの健康状態をよく知っている保護者の方が、お連れになってください。

★予防接種後の注意

① 予防接種を受けたあと30分間程度は、医療機関でお子さんの様子を観察するか、医師とすぐに連絡をとれるようにしておきましょう。

② 接種後、生ワクチンでは4週間、不活化ワクチンでは1週間は副反応の出現に注意しましょう。

③ 接種部位は清潔に保ちましょう。入浴は差し支えありませんが、接種部位をこすることはやめましょう。

④ 接種当日はいつも通りの生活をして構いませんが、はげしい運動は避けましょう。

⑤ 接種後、接種部位の異常な反応や体調の変化があった場合は、速やかに医師の診察を受けましょう。

★副反応について

現在国内で製造販売され、使用されている乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンはジェーピックV（以下、Aとする）とエンセバック皮下注用（以下、Bとする）があります。各製剤の臨床試験は別々に行われたものであるため比較はできませんが、ワクチンの添付文書によると、生後6月以上90ヶ月未満の小児で、以下の副反応が認められたとされています。

Aでは、123例中49例（39.8%）に副反応が認められ、その主なものは発熱（18.7%）、咳嗽（11.4%）、鼻漏（9.8%）、注射部位紅斑（8.9%）であり、これらの副反応のほとんどは接種3日後までにみられたとされています。また、Bでは、163例中84例（51.5%）に副反応が認められ、その主なものは発熱（21.5%）、注射部位紅斑（16.6%）、咳嗽（8.0%）、注射部位腫脹（6.7%）、鼻漏（6.7%）、発疹（5.5%）であり、これらの副反応のほとんどは接種3日後までにみられたとされています。その他にショック、アナフィラキシー、急性散在性脳脊髄炎（ADEM）、脳炎・脳症、けいれん、血小板減少性紫斑病などの重大な副反応がみられることがあります。

万一異常が強く出た場合には医師の診察を受けてください。

※なお、ADEMや脳炎・脳症の発症は日本脳炎ワクチンに特異的なものではありません。感染症の発症後、日本脳炎ワクチン以外のワクチン接種後、発症のきっかけと考えられる感染症やワクチンの接種がない場合もあります。

以上の内容は厚生労働省「日本脳炎ワクチン接種に係るQ&A」を一部転載（改変）しています。詳しい情報をご希望の方は下記URL先（厚生労働省「日本脳炎ワクチン接種に係るQ&A」）をご覧ください。
http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekakku-kansenshou21/dl/nouen_qa.pdf

★予防接種による健康被害救済制度について

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障ができるような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。

健康被害の程度等に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。

ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。

問い合わせ先 多摩市健康推進課（多摩市立健康センター）

〒206-0011 多摩市関戸4-19-5 電話042-376-9111

R5.4.20